

資産の申告書

一部の民間奨学財団では、家計の基準に加え、資産の基準が設けられております。そのため、民間奨学財団へ出願する方は、以下の枠内を記入し、願書等その他の出願書類と合わせて提出してください。なお、財団によっては資産基準を設けていない財団も多く、本書で確認する資産額を超過していても、出願は可能です。

学生情報

学籍番号(10桁)	
学部	
氏名カナ	
氏名	

以下の(1)・(2)のチェックボックスを記入してください。

(1) 私と生計維持者(原則父母)の資産額*の合計は 3,000 万円未満である。	☐ はい ☐ いいえ
*資産に該当 現金 預貯金 有価証券 投資信託 貴金属 満期・解約により現金化した保険等 *資産に <u>非</u> 該当 土地・建物等の不動産 満期・解約前の掛け金	
(2) 資産の確認については、生計維持者(原則父母)に確認を行い回答した	☐
資産基準を設けている財団へ採用された場合、採用後に資産基準を超えていることが判明した際は、交付済の奨学金の返還を求めることがあります。	

学校記入欄

--